

議第56号

平成29年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度滋賀県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,716千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 184,416千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成30年3月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 5,942	千円 2,160	千円 8,102
	1 一般会計繰入金	5,942	2,160	8,102
2 繰越金		20,674	20,238	40,912
	1 繰越金	20,674	20,238	40,912
3 諸収入		125,084	6,318	131,402
	1 県預金利子	45	△ 32	13
	2 貸付金元利収入	124,574	6,622	131,196
	3 雑入	465	△ 272	193
歳入合計		155,700	28,716	184,416

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康医療福祉費		千円 155,700	千円 △ 8,812	千円 146,888
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	155,700	△ 8,812	146,888
2 予備費		—	37,528	37,528
	1 予備費	—	37,528	37,528
歳出合計		155,700	28,716	184,416